

斐伊川水系河川整備アドバイザー会議 傍聴要領

(目的)

第1条 本要領は、「斐伊川水系河川整備アドバイザー会議」(以下、「会議」という)公開規定第4条に基づき、会議の傍聴に必要な事項について定めるものである。

(受付)

第2条 事務局は傍聴人受付を設置するものとし、傍聴を希望する者は傍聴人受付にて住所(居住地の市、又は町名)及び氏名を記入するものとする。なお、受付は先着順とし、人数は傍聴席の数までとする。

(入室)

第3条 傍聴人受付で受付を終了した者(以下、「傍聴人」という。)の会場への入室は、会議開始予定時刻の10分前とし、会議開始後の入室は認めない。
なお、受付を終了していない者の入室は認めない。

(会議の傍聴)

第4条 傍聴人は、以下の事項を遵守するものとする。

- ①会議の撮影、録画、録音をしてはならない。
(ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。)
- ②発言、私語、談論等を行ってはならない。
- ③発言への批判、可否の表明、ヤジ、拍手等を行ってはならない。
- ④プラカードを掲げる等の行為や、はちまき、腕章の類をしてはならない。
- ⑤ビラ等の配布を行ってはならない。
- ⑥みだりに傍聴人席を離れてはならない。
- ⑦携帯電話は電源を切るか、マナーモードにし、使用してはならない。
- ⑧前項のほか会議の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為をしてはならない。

(退室等の措置)

第5条 委員長は傍聴人が前条の規定に違反した場合には、傍聴人に会議会場からの退室を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。

(雑則)

第6条 この要領の変更やこの要領に定めなき事項については、会議で定める。

(附則)

この規定は平成27年12月17日から施行する。